

厚生委員会記録

[第1日目]

1 日 時 平成30年9月19日（水曜日）

開 会 午前 9時56分

散 会 午後 0時41分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 10人

委員長 佐藤 則 寿

副委員長 舎川 智 也

委 員 久保 大 憲

// 松 井 邦 人

// 竹 田 勝

// 木 下 章 広

// 島 隆 之

// 村 石 篤

// 鋪 田 博 紀

// 有 澤 守

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【福祉保健部】

部長	酒井 敏行
理事（保健所長）	元井 勇
部次長	山口 忠司
部次長（医療介護連携・総合ケア・高齢者福祉担当）	中島 眞由美
社会福祉課長	山森 豊
生活支援課長	宮前 仁
指導監査課長	長 康博
障害福祉課長	沼崎 益大
長寿福祉課長	高場 英人
介護保険課長	三邊 泰弘
保険年金課長	笠間 信行
大沢野行政サービスセンター地域福祉課長	久郷 元幸
大山行政サービスセンター地域福祉課長	木下 裕功
八尾行政サービスセンター地域福祉課長	藤井 克彦
婦中行政サービスセンター地域福祉課長	藤井 泰三
参事（保健所次長）	瀧波 賢治
保健所地域健康課長	石井 達也
保健所保健予防課長	宮崎 英明
保健所生活衛生課長	野村 勉
まちなか総合ケアセンター所長	酒井 敦子
ねんりんピック推進室長	小善 誠
社会福祉課主幹（調整担当）	丸本 昌
障害福祉課主幹（障害福祉課長代理）	豊岡 円

【こども家庭部】

部長	中村 正美
部次長	牧田 栄一
参事（こども育成健康担当）	石倉 善子
こども支援課長	中田 俊彦
こども福祉課長	熊本 真紀
こども育成健康課長	中田 祐一
大沢野行政サービスセンター地域福祉課長	久郷 元幸
大山行政サービスセンター地域福祉課長	木下 裕功
八尾行政サービスセンター地域福祉課長	藤井 克彦
婦中行政サービスセンター地域福祉課長	藤井 泰三
まちなか総合ケアセンター所長	酒井 敦子
こども支援課主幹（調整担当）	中川 美智留

【市民生活部】

部長	中田 貴保
部次長	蔵堀 茂博
部次長（生活安全交通・防災危機管理担当）	牧野 和彦
大沢野行政サービスセンター所長	山本 貴英
大山行政サービスセンター所長	森井 正秀
八尾行政サービスセンター所長	野上 健
婦中行政サービスセンター所長	境野 章
市民生活相談課長	舟崎 文彦
市民課長	毛呂 知昭
生活安全交通課長	若松 潤
男女参画・市民協働課長	広瀬 圭一
スポーツ健康課長	石黒 健一
山田中核型地区センター所長	高杉 稔
参事（細入中核型地区センター所長）	大下 勝
消費生活センター所長	川越 直樹
市民生活相談課主幹（調整担当）	秋 俊浩

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課長代理	石黒 隆司
議事調査課主事	平瀬 航
議事調査課臨時職員	佐伯 瞳

7 会議の概要

委員長

ただいまから、平成30年9月定例会の厚生委員会を開会いたします。

審査に先立ち、委員会記録の署名委員に、鋪田委員、有澤委員を指名いたします。

なお、ただいま指名いたしました署名委員が欠席の場合は、当日出席の年長委員にお願いいたします。

当委員会に付託されました各案件の審査につきましては、各部局単位とし、お手元に配付してあります委員会審査順序のとおり行う予定であります。

なお、委員及び当局の皆さんに申し上げますが、質疑・答弁及び説明については、簡潔・明瞭に行っていただきますようお願いいたします。

これより、福祉保健部所管分の議案の審査を行います。

議案第117号 平成30年度富山市一般会計補正予算（第2号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費中、福祉保健部所管分、第4款衛生費中、福祉保健部所管分、
議案第119号 平成30年度富山市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、
議案第120号 平成30年度富山市国民健

康保険事業特別会計補正予算（第1号）、
議案第127号 富山市介護医療院の人員、
施設及び設備並びに運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例制定の件、
以上4件を一括議題といたします。
これより、順次、当局の説明を求めます。

福祉保健部長 〔挨拶〕

社会福祉課長 〔議案第117号中
福祉基金費について、
議案概要書により説明〕

生活支援課長 〔議案第117号中
福祉奨学基金費について、
議案概要書により説明〕

福祉保健部次長 〔議案第117号中
障害者福祉プラザ運営事業費について、
養護老人ホーム管理運営費について、
老人福祉施設運営費について、
介護保険事業特別会計繰出金について、
議案第119号中
介護保険課婦中分室ブロック塀撤去等につい
て、
議案説明資料により説明〕

保健所地域健康課長 〔議案第117号中
がん検診事業費について、
議案書及び議案説明資料により説明〕

介護保険課長 〔議案第119号について、
議案書により説明〕

保険年金課長 〔議案第120号について、
議案書により説明〕

介護保険課長 〔議案第127号について、
議案書及び議案概要書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

久保委員 何点かお伺いしたいと思います。
まず、議案説明資料3ページなのですが、国
が定める指針の改正に伴う改修と書いてある
のですけれども、改正後の本市の対応という
のは国が定めているものなのか、それとも指
針の改正を受けて本市の取組みとしてこうい
う形に変えたのか、どちらなのか。

保健所地域健康課長 この指針の改正の内容を踏まえまして、胃が
ん検診の受託業者の方々と運用について打合

わせをして煮詰めたものでございます。したがって、この指針の内容を全て踏まえているものでございまして、その内容に基づいての実施でございます。

久保委員 国の指針に50歳以上は選択制にして、40代はX線検査にするべきだとか、したほうがいいとか、そういうようなことが書いてあるのですか。

保健所地域健康課長 従来の方の考え方といたしましては、この胃がん検診におきましては、X線検査のみを有効なものというふうに考えておりましたが、ここに来て、死亡率の減少についての科学的根拠が得られたことから、内視鏡も受診方法として位置づけられたものでございます。

久保委員 本市では40代で選択できなくなるのは、後退しているように見えるのですけれども、どうでしょうか。

保健所地域健康課長 国の指針におきましては、当分の間、40歳以上においてはX線検査で受診していただいてもよろしいというふうに定めているものでございます。

久保委員 県内他市町村の動向も踏まえて、富山市民だけが選択できないとか、ほかのところだと選択できるとか、そういったそごがいろいろ出てこないように少し注意深く検討いただいて、見ていただきたいと思います。

加えて、議案第119号に関してなのですが、今回、基金の積立てが補正前の額からすると—300倍ぐらいですか—大きく増えています。償還金自体も大きく変わっているのですが、これについて、なぜこのように補正で大きく変わるのか、見込みが甘かったのか、それともこういうものなのか、教えてください。

介護保険課長 国と県からの交付負担金、それと社会保険診療報酬支払基金の交付金というのは、保険者が財政的な赤字にならないように、当該年度で余裕を持って交付するような形で、翌年度に精算を行う仕組みになっているものですから、毎年こういうような割と大きめの補正をしてお返しするようになっております。

久保委員 この基金の積立額は現状でどれぐらいになっているのか、教えてください。

介護保険課長 この基金の残高につきましては、平成29年度末で22億3,000万円余りで、これに

先ほどの6億4,000万円余りを積み立てることになるので、大体28億円ほどが基金として積み立てられることとなります。

久保委員 国民健康保険事業の件についてお伺いしたいのですが、私が不勉強で大変申しわけないのですが、基金を積み立てておられますが、所管が県に移った場合、この基金の取扱いというのは将来的にどうなるのか、教えてください。

保険年金課長 都道府県単位化に伴いまして、財政主体は県に移りましたが、富山市にも特別会計は残りまして、毎年の収支が出てまいりますので、基金を積み立てることについては、特に県のほうにお返しするとか、そういった話には今のところなっておりません。

久保委員 そうすると、この基金というのは何のために積み上げておくものなのか、教えてください。

保険年金課長 保険給付費は県から全額交付されることになっておりますけれども、一方で、事業費納付金というものを県に納めなければなりません。その事業費納付金を納めるためには保険料の収入をきちんと確保しなければならないとい

うことになっております。万が一、保険料の収入が足りなかった場合には、この基金を取り崩して収入のほうに充てることになっております。

村石委員 議案説明資料3ページの総合行政情報システム改修について、久保委員の質問に関連してお尋ねいたします。
検査を受けた人数と、そのうち胃がんが見つかった人数は平成29年度で何人になっているのか、教えてください。

保健所地域健康課長 平成29年度データで申し上げます。受診率20.6%、受診者数26,363人、要精検者1,504人、要精検率5.7%、がん発見者数63人というふうになっております。

村石委員 63人のがんが発見されたということですが、この63人の年齢の内訳はわかりますか。

保健所地域健康課長 ただいまその資料は持ち合わせておりません。後ほど提出させていただきたいと考えております。

村石委員 いわゆる検診というのは、検診を受けた結果、

がんが見つかるという科学的な根拠に基づいて受けるべきだと思いますが、そういう意味では今回、40代ではがんになる確率がなかなか低いというようなことなどがあって、このような指針が出たというぐあいに解釈してよろしいでしょうか。

保健所地域健康課長

今回の指針の改正は今おっしゃられたこともありますが、まず胃カメラの精度とX線の精度ということを勘案した場合、胃カメラの精度のほうが上だという判断がなされたということから、まず胃内視鏡検査については2年に1回、40歳から49歳までについては当分の間X線検査のみと。「当分の間」はいずれ取れるかもしれません。一因としまして、ピロリ菌を保有している年齢層は、もう40代を過ぎているのではなかろうかというような見解が、今、国のほうからも出ている状況でございます。

村石委員

いろいろな判断に基づいて富山市はこうしたというようなことなのですけれども、福井県あわら市のように50歳以上については胃のバリウム検査か内視鏡検査かを選択することになっている自治体もあるということで、これはあくまで指針ということなのですけれども、

ただ先ほどの課長のお話では、検診業者とお話をしたということで、もちろん検診を行う以上は、それをちゃんと受けてもらえるかということで打合せをするというのは大切なことだとは思っています。

ただ一方で、検診業者の皆さんにしてみれば、経営に影響してくるということもあって、40歳も胃部のバリウム検査をしたほうが良いというようなことを言われている自治体もあるのですけれども、どのような感じでしょうか。

保健所地域健康課長

X線検査の受診者数については、今後は今までと同じような数で推移していくのではなかろうかと考えております。

その一方で、胃内視鏡検査につきましては、50歳以上が2年に1回で、もう明らかに受診者数自体、母数が減ることは確実なわけでございます。したがって、行政サイドといたしましても、がん検診の受診率向上のためにいろいろな取組みを強化していく一方で、いわゆる富山市医師会一要件は開業医、こういったサイドにおかれましても検診は重要なものであるというPRをしっかりといただきまして、受診率向上につなげ、受診者数の確保を行っていただきたいというふうに考え

ております。

村石委員 開業医等については、やはりお医者さん一人一人の技術が違いますから、内視鏡検査の精度を上げるということも本当に大事だろうと思います。

あわら市では、検査の方法について詳しく説明していて、いわゆる胃部内視鏡検査、胃部X線検査の長所と短所について記載して、住民に検診を呼びかけています。富山市ではそのようなことはしているのでしょうか。

保健所地域健康課長 そのあたりは検診現場のほうで説明していただいているところでございます。

村石委員 今言った内容は、あわら市のホームページに載っています。また見てほしいのですけれども、例えば、胃部内視鏡検査の長所については、X線検査よりも早期で小さい胃がんを発見できるとか、胃がんを疑った場合には組織を取って診断を確定できる。短所は全ての胃がんを診断できないこととか、内視鏡にも死角があること、検査による出血や麻酔によるアレルギー反応の危険があるということで、一般的なことが書いてあります。胃部X線検査についてもいろいろ書いてあっ

て、近くの保健センターや公民館等でも受けることができる—これは長所ですね。短所は全ての胃がんを診断できない、放射線被爆がある、高齢者や腸に病気がある人はバリウムが排出されず、治療が必要になることもあるということで、やはり有害的なことも起こること、あるいは副作用と言ってよいのかどうか分からないのですけれども、そういう課題もあるということを知民に知らせて納得した上で受けてもらうことが必要だと思うのですが、いかがでしょうか。

委員長

村石委員、その他のところで聞かれることになると思いますけれども、とりあえず議案に沿った形でお願いいたします。

保健所地域健康課長

バスを利用しました集団検診につきましては、これはもうX線検査しかないのですが、これはこれでよろしいわけなのですが、一方で、開業医あるいは病院での施設検診につきましては、X線検査と胃内視鏡検査の両方をやっちらとところはそうそうありません。行政サイドで長所・短所を認識していたとしても、それを大々的に行政としてお知らせすると、やはりX線検査に力を入れていっちらる開業医、あるいは胃内視鏡検査のほうに

力を入れていらっしゃる開業医、そういった方々の業務に支障を来すようなことがあってはいけません。ですから、検診の現場において、より正確な知識を周知していただくということが必要なのかなと考えております。

村石委員

それはちょっと違うと思います。病院でもインフォームド・コンセントということで説明と同意—この検査はどういう検査なのか、また、当然副作用についても説明したりして、納得した上で受けてもらいます。

行政が検診を呼びかけるときも、こういう特徴、長所・短所があるという中で、皆さんそれぞれ選んでくださいと、受診機関としてはこの医療機関がありますよということで一覧表になっているわけで、それは示す必要があると思うのですが、部長はどう思われますか。

福祉保健部長

いろいろな考え方もあろうかと思いますが、当然、我々としてはやはり受診率を上げるということがまず一番大事だと思っております。その上で、検診を受けられる方に丁寧な説明が必要だと思いますし、広報のあり方については、富山市医師会などとも協議しながら、今後、検診の受診率の向上に向けて、さまざまな検討をする中で、今、委員がおっしゃっ

たことも含めて検討してまいりたいと思っております。

委員長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ほかにないようですので、これをもって、議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第117号中福祉保健部所管分、議案第119号、議案第120号、議案第127号、以上4件を一括して、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。

これより、議案第117号中福祉保健部所管分、議案第119号、議案第120号、議案第127号、以上4件を一括して、採決いたします。

各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、各案件は、原案可決されました。

以上で、福祉保健部所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、報告案件として提出されている、

報告第38号 専決処分報告の件（損害賠償請求に係る和解の件）中、専決第21号を議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

保健所生活衛生課長 〔議案書により説明〕

委員長

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長

ないようですので、これをもって、質疑を終結いたします。

なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。

次に、福祉保健部所管分で、議案及びただいまの報告以外に、何か質問はありませんか。

竹田委員

ことし10月から介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業の緩和された基準

によるサービスがモデル事業としてスタートすることになっています。通所型サービスA、訪問型サービスA、それぞれ4事業所を目標に準備されてきたと思いますが、10月以降のスタートの状況、あるいは現在の取組みについてお尋ねいたします。

長寿福祉課長 基準緩和型の介護予防の訪問・通所サービスにつきましても、10月から8事業者にお願いしてスタートする予定でございます。訪問につきましても、現行相当のサービスにおいて7割程度の報酬単価、通所につきましても6割程度の報酬単価で実施してまいりたいと考えております。

竹田委員 ことし5月末の説明会のときには、60から70事業者ぐらいお見えになったのではなかろうかと思えますけれども、今回、サービスをスタートされるモデル事業の公表はしないのですか。通所サービスで事業を開始するのはこういう事業者である、あるいは訪問型サービスで開始するのはこの事業者であるということはこちらで報告いただけないのですか。

長寿福祉課長 報告させていただきます。まず、基準緩和型の訪問サービス事業者、4事業者ございませ

て、株式会社米三、富山医療生活協同組合、公益社団法人富山市シルバー人材センター、社会福祉法人梨雲福祉会であります。基準緩和型の通所サービスにつきましては、株式会社アピアスポーツクラブ、社会福祉法人神通福祉会、株式会社ブレイン、医療法人社団親和会であります。以上8つの法人にお願いしております。

竹田委員 緩和された基準によるサービスについては概要をつかめましたので、結構でございますが、加えて、住民主体のサービスの実施基準、あるいは事業支援なり報酬なり、こういう中身についてはどの程度煮詰まっていますか。

長寿福祉課長 住民主体のサービスにつきましては、現在、県内の他市町村一南砺市や滑川市などの情報を得まして、現場を見るなど、情報は収集しております。
今後、平成31年度の予算編成に向けて、しっかりと制度を固めまして、まずはモデル的に平成31年度以降に開始してまいりたいと考えております。

竹田委員 ぜひ住民主体のサービスも平成31年度にモデル事業として実施できるように、検討、そ

して準備のほうをお願いいたしたいと思います。

松井委員

マスコミ等でも今、風疹が流行しているということが取り上げられておりまして、富山市も風疹抗体検査をされていると思うのですが、実際どれぐらいの方が受診されているのでしょうか。

検査をすることが子どもを産みたいと思っている世代の人たち—20代から40代の、特に男性も含めて、予防接種を受けていなかったということで、そういった部分では、やはり子どもを産みたいと思っている世代に直結することだと思いますので、富山市の状況を教えてください。

保健所保健予防課長

今ほど、お尋ねのございました風疹抗体検査事業ですが、これは平成26年6月からやっています。昨年度の実績は総数で445名の方にこの検査を受けていただきました。その中で抗体価が低い—風疹に対する抵抗力が少ない方は、33.3%いらっしゃいました。今、御指摘がありましたように、20代から40代の、特に男性の方は、いわゆる抗体価が低いということが国立感染症研究所からも指摘されています。私どもとしましては、抗

体価の低い方にはワクチンを打っていただけるよう、受診される医療機関に説明をお願いしているところでございます。

松井委員

今、私は40代なのですがけれども、40代というのは団塊ジュニア世代ということで人数がものすごく多い世代なのです。実際その世代の人間一前後も含めて、予防接種をしていないと考えた場合、今、抗体検査をされた方が445名というのは、その世代人口から考えるとパーセンテージとしては本当にものすごく低いと思います。

実際、その世代が、実は風疹の抗体検査が必要だったということが妊娠してからわかって困ることがないように、少しでもそういったことに対する注意喚起も含めて、もっと周知徹底をしていただきたいと思っています。そういった取組みについて、本市としてどう考えているのか、見解を聞かせてください。

保健所保健予防課長

ことし8月に、関東地方を中心に風疹が流行しているということで、国から注意喚起するような通知がございました。私どもはそれを受けまして、ホームページにこの旨を記載するとともに、富山市医師会に対しまして予防接種を勧めていただくように連絡したところ

でございます。それに合わせまして、フェイスブックを通して、改めて皆様に風疹抗体検査を受けていただけるように啓発をしたところでございます。

鋪田委員

まちなか診療所のことについて、お伺いしたいと思います。「まちなか」というネーミングからすると、まちなか限定と捉えられて誤解されがちですが、小見地区のほうにも医師が出向いて、しっかりその機能を果たされていると思います。この設置に向けた議論の中で、支援病院の存在が必要だという議論も少しあったと思います。

その際に、例えば、市民病院のような病床数の病院はあまり適当ではないという話も議論にあったかと思うのですけれども、まちなか診療所における支援病院の役割というか、必要性といったことについてどのようにお考えなのか、所見をお聞かせください。

まちなか総合ケア
センター所長

現在、市内の10医療機関とは、支援につきまして、緊急の入院が必要な場合ですとか、ケースの紹介といったようなことで連携をさせていただくといったような話をさせていただいております。

同意書といったような形で文書を交わしてい

るところもございますが、口頭で連携を
いきたいと思いますという話をさせていただ
いているところもございます。

鋪田委員 今、文書で提携を確認している機関は、どれ
ぐらいあるのでしょうか。

まちなか総合ケアセンター所長 現在、文書をいただいているところは3カ所
でございます。病院によっては、そういった
ものを発行していないというところが多くご
ざいますので、発行している3カ所からいた
だいております。

鋪田委員 入院などが必要になってくることもあるかと
思うのですが、それぞれの病床数などはどれ
ぐらいなのでしょう。

まちなか総合ケアセンター所長 連携しているところは、ほとんどが公的な病
院、総合病院です。民間の病院はほとんどご
ざいませぬ。

村石委員 ヘルプマークについてお伺いします。ことし
7月1日からそれぞれ配付されたということ
ですが、用意した数と配付の実績を教えてい
ただきたいのです。

障害福祉課長 県のほうから、まず500個の配付を受けまして、7月には302個、それから8月には96個を配付いたしました。9月の配付実績につきましては、各施設のものは月末に集計を上げる予定にしております、障害福祉課では、今、20個ということでございます。8月までの各施設の配付実績の集計が398個でしたので、県のほうには追加の配付を依頼しまして、7月13日に150個、8月29日に300個と、合計950個を手元に用意しました。

村石委員 追加で用意をしたということですが、来られた方に配付をするということで、特にどういうことで必要だとか、手帳を確認するといったことなどはしていないと思うのですが、印象でいいのですけれども、どのような方がもらいに来る傾向があると感じていますか。

障害福祉課長 おっしゃるように、障害区分に応じた集計というのはとってございませんので、印象から言いますと、やはり外観からはわかりづらい内部障害の方ですとか、聴覚障害の方が多いのかなという感じはいたします。

村石委員

約400人の方が持っておられるということですが、これは本人が持っているだけでは意味がなくて、周りの人もそのマークを見たら声をかけたり、手助けしたりすることが必要だと思っております。

そういう意味では、私もたまに電車やバスに乗ったときに、そういう方がいるかどうか、なかなか注意して見ないのですけれども、ヘルプマークを見つけたら支援する、声をかけるというような、そういう啓発、周知も必要だと考えるのですが、どうでしょうか。

障害福祉課長

障害福祉課のほうでは、ホームページで周囲の方に対する啓発的な記事を掲載しております。なるべくそういうマークを見たときには配慮していただきたいということをお願いしております。

久保委員

部長にお伺いしたいのですが、まちなか診療所について、今回、我が会派からの一般質問への答弁の中でも、森市長から赤字でもこれは重要なものだからちゃんとやっていくのだというようなお話がありました。

今、逡信病院に関しては市が交渉の優先権を持っているということです。当然、病院は公営企業としての考え方があるわけで、もしも

市民病院が経営判断上、逡信病院は必要がないというふうに判断されたとしても、市が交渉権を持っているわけです。

私は市長の答弁などを聞いていると、まちづくりであったり、いろいろな観点から逡信病院の必要性というものを市当局として持っておられるのだなというふうに認識をしております。病院が必要ないと判断をした後に、福祉保健部としてこのまちなか診療所と同様に、場合によってはこの逡信病院を所管するというようなことについて、現在何か検討されているのか、そういった可能性があるものなのか、今、答えられる範囲で教えてください。

福祉保健部長 現時点では市民病院と協議されているというふうに聞いておりました、福祉保健部は、今は特にかかわってはおりません。
今後、病院間の協議の中でまちなか診療所をどういう位置づけにするのかということは、いずれ出てくることだろうと思っておりますけれども、現時点では福祉保健部は一切かかわってはおりません。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。
以上で、福祉保健部所管分を終了いたします。

福祉保健部の皆さんは退室願います。
説明員を交代しますので、しばらくお待ちください。

〔福祉保健部退室／こども家庭部入室〕

委員長

これより、こども家庭部所管分の議案の審査を行います。

議案第117号 平成30年度富山市一般会計補正予算（第2号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費中、こども家庭部所管分、

議案第128号 富山市保育所条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第129号 富山市児童館条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第138号 工事請負契約締結の件（愛宕保育所移転改築主体工事）、

以上4件を一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

こども家庭部長 〔挨拶〕

こども支援課長 〔議案第117号中

保育所防犯対策機器設置について、

保育所ブロック塀撤去等について、

議案説明資料により説明]

こども福祉課長 [議案第117号中
福祉奨学基金費について、
児童扶養手当支給事業について、
議案書及び議案説明資料により説明]

こども育成健康課長 [議案第117号中
地域児童健全育成事業等における防犯対策機
器設置について、
放課後児童健全育成事業特別拡充事業につい
て、
議案説明資料により説明]

大沢野行政サービス
センター地域福祉課長 [議案第117号中
児童館ブロック塀撤去等について、
議案説明資料により説明]

こども支援課長 [議案第128号について、
議案概要書により説明]

こども育成健康課長 [議案第129号について、
議案概要書により説明]

こども支援課長 [議案第138号について、
議案書により説明]

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

木下委員 議案説明資料2ページの保育所防犯対策機器設置について、市内小学校での事件を受けて、今回、市立の保育所に、さすまた、催涙スプレー、防犯カメラの設置を行うという話なのですけれども、保育所は女性の方が多く働いておられる場所だと思っております。
いざ暴漢があらわれたときには、さすまたや催涙スプレーを使う機会もあるかもしれないのですけれども、それを頼りにしても対応できないこともあるのかなと考えております。
その場合、やはりいかに素早くその場から子どもたちと一緒に退避して、なおかつ通報するかということが大事になってくると思うのです。
そうした非常事態における訓練とか周知というものも、このさすまたや防犯カメラの設置とあわせて、意識啓発していただく必要があると思うのですけれども、考えをお聞かせください。

こども支援課長 これまでも保育所のほうでは、地震であったり、今、言われたような不審者の侵入であったりというそれぞれの事象に合わせた形で避

難訓練等を毎月1回行っております。

また、これまでもさすまたを持っていた保育所がございまして、近くの交番とか、警察の御協力を得て、そういう使い方の研修会等も開いたりしているところでございます。

今後、全ての保育所に配置することから、配置後に全体の研修会—さすまたの使用講習会のようなものを行っていきたいと考えております。

木下委員

ぜひしっかりよろしく申し上げます。

議案説明資料5ページの地域児童健全育成事業について、子ども会、児童館、ミニ児童館にさすまたや催涙スプレーを置くということなのですけれども、こちらのほうもやはり今と同じように対応が必要—今回の件を受けてこれを配備しただけで終わりではなく、それでも対応できない状況もあるということの意識啓発が大事だと思うのですが、お考えはいかがでしょうか。

こども育成健康課長

ただいまの御質問ですけれども、子ども会等に配備ということで、そういうものを備えていらっしゃる場所もあれば、そうではない場所もあると。どちらかといえば初めてそういう防犯の機器が入ってくるという状況に

置かれるということが先日までにわかってまいりました。

実際の納品は、予算をお認めいただいた後一括で発注、入札ということになると思うのですけれども一恐らくことしの12月ぐらいになると思っています。

実際に機器が納品される時期がわかってきたら、それに合わせた形で、指導員の方々、職員の方々を対象に、そういう講習会、使い方の研修なども含めて意識啓発等を図っていきたいと考えております。

木下委員 はい。わかりました。しっかりお願いします。

島委員 今、木下委員が質問したさすまた、催涙スプレーの件に関連してなのですけれども、多分、教育委員会と歩調を合わせられた形だろうと思うのですが、防犯用具については、さすまた、催涙スプレーのほかに盾とかネット、つえなどを装備したらいいということが国の指針に載っています。

今ほど言ったとおり、さすまたが一番最初に拳がっているので、多分本市でも予算化されてきたのだろうと思いますが、私の認識では、さすまたは1本では効力がないので、1本の配置ではあまり意味がない。実際問題、使え

ないものになるのかなと。最低でも2本、できれば3本というのが常識かなと思うので、木下委員も言われましたが、今配備しようとしている保育所や放課後子ども会には、体力的に男性よりも弱いと思われる方がいらっしゃる関係上、実際に、本当の危機のときにもう少し役立つ防犯器具を設置したほうがいいのかなと思います。

例えば、催涙スプレーの中にはピストル型でちょっと飛ぶものがあります。普通の催涙スプレーよりも4倍ほどの値段なのですが、さすまたの値段よりも安いです。あるいは、これはちょっと高いのですが、ぽんと飛んで覆いかぶさる投網のようなもので、ネットランチャーなど、実際問題、さすまたの講習会みたいなものをせずとも、いざというときに役立つ機器があるので、そういうものの導入を考えられたらどうかなと思うのですが、どうでしょうか。

こども育成健康課長

こちらの補正予算の中身は、さすまた、催涙スプレーということで、ほかの部局とも足並みをそろえる形で、こういう備品になっておりますけれども、今ほどおっしゃっていただいたネットランチャーなどというものは私もちょっとイメージがなかったのですけれども、

どういうものがあるのかなども含めて、今後、私どもでも調べてまいりたいと考えております。

島委員

先ほども言いましたが、さすまたの1本のみの配置ということについては、多分意味がありません。実際問題、襲われた時に犯人に持たれて、逆にピンチになる危険性があると思うので、もしさすまたをこのまま購入するということであれば、本数を見直していただければと思いますが、いかがでしょうか。

委員長

使用等についての質問ですので、私のほうが言うのも何ですが、やはりそういった訓練等も当然訓練する場合にさすまたでないとか、避難だとか、そういう話には当然なりませんし、また警察もいる中でやっていることです。備品購入についての議案からちょっと離れるような気がします。そういった要望として先ほど調査・研究というようなお話もありましたので、その程度にとどめてはどうかと思いますけれども、どうでしょうか。

村石委員

委員長はそうまとめられましたけれども、さ

すまたが1本では効果がないというのは、もう当たり前のことなので、それは説明がつかないのではないですか。ほかのところは2本ずつ入っているのに、子ども会については1本で対応してくださいということではいけないのです。

ただ、ここで新たに予算をどうするのかということではなくて、そういうことも含めて、今後検討するということが最低限言ってほしいのですけれども、部長、どうですか。

こども家庭部長 今、島委員、村石委員から、2本でないとも効果がないという御意見を伺いました。そのことも含めまして、先ほど課長が申しあげましたように、ほかにもいろいろな防犯用具があるということもありますので、2本にするかどうかということも含めて検討させていただきます。

竹田委員 保育所の防犯カメラの設置についてですが、先ほどの御説明によりますと、市立保育所の設置は残り15カ所で全て終わるというように承りました。

保育所によっては、玄関、それから遊技場、どれだけ広角であっても死角になるという位置関係のところもあるわけでごさいます、

そういう面で1保育所に防犯カメラを複数台設置しているところはどれぐらいあるのですか。全て、1保育所で1台ということなのですか。

こども支援課長 基本的には1保育所に2つの防犯カメラを設置しております。場所によっては、広い場所のところには死角が多いと、出入り口が多いところでは3カ所、4カ所というところもございますが、基本的には防犯カメラを2台、モニターを1台という形でやっております。

久保委員 ブロック塀撤去についてお伺いしたいのですが、今回、こども家庭部所管分の議案の中に2つ、保育所のブロック塀と児童館のブロック塀の撤去等がありますが、補正予算を承認した後、どのようなスケジュールで撤去に当たられるのか、教えてください。

こども支援課長 基本的には、補正予算を議決いただければ早急に発注をかけたいと思っております。工期としては概ね45日程度が必要と考えております。取壊しに3日程度、新しくフェンスをつけるとして10日から2週間程度の日数が必要となりますので、養生、品物の調達等を考えますと、工期として45日ぐらいは最低

でも必要と考えております。

松井委員 ブロック塀のことについてなのですが、旧ほそいり保育所のブロック塀だけは撤去のみというふうになっているのですが、フェンスはなぜつけないのですか。理由をお聞かせください。

こども支援課長 一応、普通財産として扱っている部分でございまして、人家とはくっついていますが、基礎部分だけは残して壊すという形で対応していきたいと思っております。

松井委員 ブロック塀は、基本的に境界を示すためのものでもありますけれども、例えば動物であろうが何であろうが侵入を防ぐという用途があると思いますので、撤去のみという形にするというのはあまりよくないのではないのかと思っています。そういったことも今後は検討した上で、必要であればフェンスを設置することも含めて検討していただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

村石委員 議案説明資料4ページをお願いします。児童扶養手当支給事業についてお聞きいたします。先ほど課長のほうから、この網掛けの部分が

新たに支給されるようになったということですから、①と②のほうで新たに支給対象になる人数を教えてくださいませんか。

こども福祉課長 ①につきましては、この補正予算を積算するに当たりまして、これまで支給している方々の分布等を調べまして、350人程度の方が一部支給だったのが全部支給に変わられるというふうに今のところ積算しております。あと、②のほうの金額が上がる方につきましては、これまでとあまり変わりませんので、大体1,000人余り—今までと変わらない方々が増額になるというふうに考えております。

村石委員 ありがとうございます。350人が限度額まで上がるということで改善したというぐあいに思います。それでは、イメージ図の下のところで年収で区切られています。年収と割合、人数を教えてくださいなのですが、例えば、130万円未満の方、130万円以上160万円未満の方、160万円以上365万円までの人数はどれぐらいになりますでしょうか。

こども福祉課長 本当に概算でしかないのですが、13

0万円までの収入の方は大体800人程度ではないかと考えております。130万円から160万円の方はちょうど全部支給に移られる方々で、先ほど申し上げましたとおり大体350人程度ということです。

残りの160万円から365万円までの方々につきましては、先ほど申し上げましたが、1,000人余りということで考えておりますが、こちらのほうは、8月に児童扶養手当の現況届という届け出を皆様に出していただいたところでありまして、それに応じまして、それぞれ所得の金額が前年度と変わっていらっしゃると思いますので、今は想定として金額を出させていたいただいておりますけれども、申し上げた人数につきましては、実際の実績を、数字を固めた時点で変わってくるものと思っております。

村石委員

今ほどの課長のお話だと、130万円未満の人が800人いるということですね。支給額が上がったわけではないので、800人については今回改善されていないわけです。

私が言いたいのは、やはり130万円未満で月々4万2,500円では、子どもを育てているとよく食べるし、部活をしたりもするので、そういう意味ではこの最高支給額そのも

のを引き上げるということも—これは国がやることなのですからけれども—実際にこういう方と接していて最高支給額を上げるということも必要と考えるのですが、部長はどう考えられますか。

こども家庭部長 今、委員もおっしゃいましたように、児童扶養手当は国の制度でございますので、市としては国の制度にのっとって支援してまいりたいと考えております。

ひとり親の世帯の支援については、こういう経済的支援に限らずに教育であったり、就労支援であったり、富山市の場合は総合的に特に力を入れてやっております。そういう全体的な支援、包括的な支援ということを今後留意して進めていきたいと思っております。

村石委員 富山市として独自にいろいろなひとり親の方を支援しているということはもちろんわかりますし、評価できることだと思うのですが、やはりできれば全国市長会を通じて、こういう限度額の見直しについても言っていただきたいというぐあいに思います。

次に、議案説明資料6ページの放課後児童健全育成事業特別拡充事業についての（ア）の提案内容のところです。ここが1支援単位

（定員45人）となっています。国の示している基準で言うと、児童数は概ね40人以下ということになっています。基本的には40人以下を目指すということが大事だと思うのですが、この45人というのは当面の定員なのか、ずっとこの45人でいくのか、知っておられますか。

こども育成健康課長 こちらの定員につきましては、今、社会福祉法人いちい保育園のほうから御提案をいただいた内容でございます。まだこれからこちらの場所で工事等を進めていかれるところでありまして、現時点での計画の内容と伺っております。

実際のところ、1人当たりの専用区画の面積というものは1.65平米ということをよく言われております。私どもの条例もそうなっております。こちらのほうでは、その面積は十分確保しております。

条例基準は40名なのですが、他の子ども会につきましても、実態としては50人前後で動いているところが正直なところでございます。これが60人、70人とかであれば、問題だったのでしょうけれども、こちらの45人という提案につきましては、いわゆる事業計画等を鑑みまして、市のほうでは、

この人数であれば運営のほうは問題ないのではないかということで提案協議の際には認めさせていただいたところでございます。

村石委員 確かに個別に言うと、45人もありだとは思いますが、実際、働いている指導員の方などに言わせると、1割増えるだけですのでいいのです。話を聞くと、子どもたちがとにかく動き回って、安全を管理するだけでも大変なのですね。だから、そういう意味では、個別のケースではなくて全体として概ね40人を目指していくという姿勢を市としてはっきり持つということが必要と考えますが、どうでしょうか。

こども育成健康課長 今ほどの貴重な御意見ありがとうございます。今後また法人のほうと事業の実施に向けて話し合いの場を設けるとお思いますので、その際にそのような形を働きかけていきたいと考えております。

委員長 ほかにないようですので、これをもって、議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第117号中こども家庭部所管分、議案第128号、議案第129号、議案第138号、以上4件を一括して、討論に

入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。

これより、議案第117号中こども家庭部所管分、議案第128号、議案第129号、議案第138号、以上4件を一括して、採決いたします。

各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、各案件は、原案可決されました。

以上で、こども家庭部所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、報告案件として提出されている、

報告第39号 平成29年度富山市一般会計継続費精算報告書、第3款民生費

を議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

こども支援課長

〔議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって、質疑を終
結いたします。
なお、ただいまの報告案件につきましては、
議決不要のものです。
次に、民営化対象保育所の引受法人選考の概
要について、当局から報告を求めます。

こども支援課長 〔委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありま
せんか。

村石委員 詳しく教えてほしいのですが、引受法
人選考基準では、今回から社会福祉法人以外
にも学校法人及び公益財団法人といった計1
1の多様な団体が応募法人として認められる
ようになったというぐあいを書いてありまし
た。それぞれ5法人、6法人が応募したとい
うことですが、法人の種類をそれぞれ教えて
いただけないですか。

こども支援課長 学校法人、公益財団法人、社会福祉法人の3種類です。

村石委員 その11の団体、事業所には株式会社は入っているのでしょうか。

こども支援課長 株式会社は入っておりません。

村石委員 実は、平成30年度のこの選考委員会の会議概要を見させていただきました。会議概要は簡単になっていてほとんど載っていません。平成29年度や平成28年度の議事録は委員の質疑応答などが記載されています。今回、ホームページで見るとそういう記載がないということで、私たち委員にしてみればなかなか検証ができないのですけれども、なぜホームページに議事録を載せなかったのでしょうか。

こども支援課長 富山市民営化対象保育所及び引受法人選考委員会は、平成27年度に市の附属機関として設置条例に位置づけられたことによりまして、原則、公開の審議会とされております。これまで民営化対象保育所の選定など、法人情報や個人情報に係るものではなかったことから、公開し、議事録をホームページに掲載

しておりました。

今回の民営化引受法人の選考に当たっては、各種の法人情報や個人情報が含まれる資料もあり、公開することで委員の自由な発言の妨げになるおそれがあることから、非公開として議事録作成、公表はいたしておりません。そのため、平成30年度は会議概要としてホームページに掲載したものでございます。

村石委員

はっきり言って理由がよくわかりません。例えば、不都合なところは黒塗りで隠してもいいわけで、どういう議論がされて、この2つの事業所、団体に決まったというのが全然見えてこないし、全く透明性がないと言えると思うのです。もちろん出せない部分は出せないと思うのですが、出せる部分は出すという姿勢が必要だと私は思うのですけれども、部長はどう考えておられるのですか。議事録を見られましたか。

こども家庭部長

今、課長が申しあげましたけれども、これはこの2つの保育所の民営化を引き受ける事業者を決めていただくための選考委員会だったわけでございます。当然そこにはそれぞれの事業者のかなり細かいいろいろな情報だとか、いろいろなものが入って議論されているわけ

ですから、そういうものについては、議事録は公表すべきものではないということで議事録はつくっていないのです。

村石委員

平成29年度、平成28年度は、ちゃんと質疑応答がされていて、「こういう議論がされたのか」「こういう経過があったのか」ということがしっかりと書いてあるのです。大体同じぐらいの所要時間をかけて議論されているのですけれども、平成30年度のものは全く出ていない。

例えば、平成28年度には引受法人選考基準に基づく評価項目、これもホームページに載っているのですよね。これは、応募した法人の方とは一切関係ない話なのです。そして、この選考基準、点数の配分も今回から内容が変わりましたよね。このようなこともホームページに全然公開されていないのです。皆様の言っていることは全部、公開しない理由としては当たっていないと思います。どうですか。

こども支援課長

情報公開請求をしていただければ出しますし、選考基準が変わったこともことし2月のものに出ていると思うのですけれども、平成29年度のものも議事録を全て出しているのは、

選考という形で法人情報だとか個人情報に関係がないところで、今回の応募要領を拡大したとか、そういったことについての議事録というか、概要について出しております。今回、平成30年度の場合は法人の選考という、いわゆる法人の格付、順番をつけるということで、非公開という形になっておりますので、平成30年度のものもは会議の概要としてのみお出ししたということです。

委員長 村石委員に申し上げますけれども、これは報告案件です。委員会としては、今報告を受けるという形で進めておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

村石委員 今言った以外にこれ以上細かいところは聞きませんけれども、要するに選考基準についてはホームページに載っているということで理解していいのでしょうか。

こども支援課長 今までの分は掲載しているもので、今回の分は出してあります。

村石委員 この決まった2つの法人のどちらとは言いませんけれども、ハローワークの求人情報を見ましたら、保育士や臨時保育士の募集をして

おられるのです。幾つもの保育所を経営されていますから、正規職員の保育士、あるいはパート労働者の保育士を募集しておられるのです。どちらとは言いませんけれども。そのような情報は恐らく入ってきていないとは思いますが、保育士の確保とかは本当に大丈夫と考えてよろしいのですか。

こども支援課長 選考委員の方に選んでいただいたわけですが、それぞれの法人が計画を持って募集されるというふうな提案をされたことから、それはそれということでやっておられるのだというふうに理解しております。

村石委員 最後にします。私が言いたかったのは、現在正規保育士が足りない、臨時職員の保育士も足りないというところが、新たに2年後に保育所を運営することになるということが現実問題としてあります。今回の選考には間に合いませんけれども、今後選考に当たってはいろいろな情報を集めたり、検討をしたりすることも必要だと思いますが、事務局としては、部長どうですか。答えにくいですかね。

委員長 村石委員、委員会として、また、個人的にも当局は非常に納得のいく説明をずっとされて

いるような気がするのですけれども。

村石委員 答えられないようならいいです。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。
次に、こども家庭部所管分で、議案及びただいまの報告以外に、何か質問はありませんか。

木下委員 先ほど質問させていただいた議案説明資料2ページにもちょっと重なってくるのですけれども、先ほどは市立保育所に関して防犯用具や防犯カメラを整備するという話でしたが、私立保育所に関しての防犯面のサポートというのは、今までに何かされてきているのか、それともこれからされるのか、考えをお聞かせください。

委員長 防犯カメラ及び防犯用具全般についてということですね。

こども支援課長 これまでも市としては私立保育所の環境改善を図るという意味で児童福祉施設整備補助金というものを交付しております。この中には、防犯カメラであったり、さすまたであったり、そういったものを購入していただく費用とし

て補助を出しているわけで、それぞれの園がどのように使われているかというのは、ここでは詳細はわかりませんが、幾つかの私立保育所では防犯カメラをこの事業で設置されたところもございます。平成30年2月現在ですけれども、私立保育所は49カ所だったのですが、そのうち防犯カメラを設置しているのは30施設でございます。

久保委員

まず、部長にお伺いしたいのですけれども、まちづくりなどは、市政の上では市民の最大公約数を取っていくというのが当然のことだと思っています。

例えば、虐待防止とかいろいろなそういったもののセーフティネットは最後の1人が重要だというふうに私は思っています。

我が会派からの一般質問の中で、「こんにちは赤ちゃん事業」ではまだ100%会えていないというところがありました。市長の答弁の中では努力をしていると、全員に会えない、会うことはなかなか現実的には無理なのだというような御答弁もありましたが、事業の目的を考えると、私は、まだまだ福祉という観点、セーフティネットという観点では、現状をしっかりと、真摯に受けとめて、100%会うということを目標にしていただかなければ

ばならないのではないかというふうに考えています。

市長の答弁にもありましたが、部長はこのセーフティネットについて福祉の観点から100%を目指していく、虐待で子どもが1人でも亡くなったりとか、悲惨な事故が起きないようにするということに関して、どのように思っておられるのか、所見をお伺いしたいと思います。

こども家庭部長 今、久保委員がおっしゃったように、当然、そういうお子さんを1人も出さないという気持ちで私どもは日々仕事を行っております。ですから、いろいろな取り得る手法、いろいろなことをやりながら、現実にきめ細かくやっているところでございます。それこそ最初に言いましたように、精神、気持ちとしては、本当にそういう気持ちで日々仕事を行っているということは御理解いただきたいと思います。

久保委員 そこで、今回、議案の説明の中でも児童扶養手当のお話がありました。この手続は8月ごろに市役所もしくは行政サービスセンターで受け付けておられるとのことですが、例えば、窓口に来られた申請者の方が、こんにちは赤

ちゃん事業でも会えていない、乳幼児健診の受診履歴も全くない、認可保育園にも通っていないとなると、子どもの所在など、市としては接点が全く持てていないということになります。

そういったお母さんがもし来られた場合で—お母さんに限らず、お父さんでもいいのですけれども、その子どもも同伴で来た場合に、窓口で情報があれば、お子さんの様子を少し確認することで健全に、元気であるのかなということがわかります。お子さんが同伴でない場合は、実は富山市では、今、保健師の方が全戸訪問で回っているので、例えば日中連絡したいときは、どこに電話をしたらいいですかとか、あとは、いつの時間帯ならお子さんと一緒にお家にいらっしゃいますかというようなことを聞いていただければ、その後、保健師がお伺いをするときも非常にスムーズで、留守のときに何度も足を運ぶという手間も省けるのではないかと考えています。

事前に確認したところでは、そういった個人情報共有、整理を現在、一生懸命やっておられるというふうには聞いているのですが、こういった取組みについても、先ほど言われたきめの細かい対応ということで、こども家庭部としてしっかりと取り組んでいただきました

いと思うのです。こういったことについて御検討いただけるかどうか、御所見をお願いします。

こども育成健康課長 今ほど、久保委員がおっしゃいましたように、さまざまな健診事業を通じて実態把握といたしましょうか、やはりなかなか目視まではできない御家庭、気がかりな母子はいらっしゃいます。先ほど、部長が申し上げましたけれども、特にうちの職員が中心となって日々、きめ細かに頑張っております。これは間違いありません。頑張っております。

ちょっとワイドアングルで考えますと、国においてはことし7月に児童虐待の緊急総合対策が出されまして、その中でも特に緊急に講ずる対策ということで、乳幼児の健診未受診者とか、未就園児の方々の緊急把握ということが私たちに求められているところでございます。

その要請に応じまして、今、久保委員がおっしゃったことの繰返しになるかもしれませんが、乳幼児健診の受診状況だとか、それから保健師による家庭訪問の状況、予防接種の接種状況など、そういう情報—こども家庭部内の情報もありますし、同じ福祉のテーマでも福祉保健部に該当する情報もございます。そ

ういうところは部局の垣根を越えて、そういう情報を集めると。そして全くチェックがつかない御家庭やお子さんがいらっしゃるのかということの把握に現在努めているところでございます。

では、その情報が集まったらどうするのかという話なのですけれども、今ほど部長が申し上げましたように一委員も言われましたが一個人情報という壁もございます。こども家庭部という中であれば、こども福祉課とこども育成健康課は物理的にも隣の部屋ですから、当然顔を見て仕事をしています。そういう事案が発生したときに、例えば児童扶養手当の手続の時期が近いときに気がかりなお子さんがいらっしゃるのではなかろうかということがわかれば、声をかけていただいたり、そこで目視ができた、あわよくばお母様と一緒にいらっしゃれば、声かけもできた、安心できたということもあるかもしれません。

ただ、部局の垣根を越えますとなかなか難しい部分もあるものですから、今後、情報が集まった時点で、その提供いただいた部局なり関係課のほうと連携して、どのような対応が状況把握に一番つながっていくのかということについて話し合いをしていきたいと考えております。

竹田委員 あまり議論を深めたくないのですが、1つだけ単純に聞きますが、現在の児童養護施設の定員と収容人員をお聞かせ願います。

こども育成健康課長 市立の施設として、愛育園の状況を申し上げます。愛育園は、定員が50名でございます。ことし8月1日現在の在籍状況を申し上げますと、28名が在籍しております。これが現在、最新の状況でございます。

竹田委員 社会福祉法人ルンビニ園はいかがですか。

こども育成健康課長 ルンビニ園の情報は持ち合わせておりません。申しわけございません。

竹田委員 では、後ほどお知らせください。

島委員 ひとり親家庭学習支援事業についてお伺いします。本会議の答弁でも参加率が50%から80%に上がったということで、大変いいなと思っております。ことしは昨年度までと違って、人数が増えたこと、場所も増えたこと、それから学年も幅ができたということで、ことしはこの事業の評価をどのようにされるのか、お聞かせください。

こども福祉課長 学習支援事業につきましては、委員がおっしゃったとおり、今年度から拡充して、追加会場に関する補正予算をつけていただきまして、8月から人数を拡充して実施しているところです。実際、補正予算がつきました後、希望しておられた皆様にお声かけを行ったところ、全部で22名がぜひ参加したいということで8月から追加になり、事業を実施させていただいているところです。

今年度、実施主体のほうも子どもたちを教える専門家に実施していただいていることもありまして、子どもたちも大変熱心に通ってきておられます。先ほどおっしゃられたとおり、参加率も大変上がっておりまして、子どもたちのやる気が上がってきているのではないかと考えているところであります。

ただ、4月から始めたものはまだ大体半年ぐらいしかたっていないので、この後も業者とも連携をしっかりと取りながら、子どもたちの意欲がますます増すような、そういった事業を実施したいというふうに考えております。

今年度は事業を拡充し、業者もかえたことでかなり効果があったものと担当課としては考えているところであります。

島委員 その効果があったということをどのように評価される予定なのか、お聞かせください。

こども福祉課長 今、実際、参加率は上半期で上がってきている状況なのですが、委員が評価とおっしゃるのは、その参加率の上昇だけではなく、お子さんにどのような効果を与えられたかということなどをどのように調べるのかというようなことにつきましては、今後、アンケートを何回か実施いたします。お子さんから御父兄の方からもアンケートをとりまして、どういったところがよかったのか、それからどういったところがよくなかったのか、来年度以降、事業を実施するに当たり改善すべきところがないか、そういったアンケートを実施します。

また、業者のほうからも、教えていらっしゃる先生方の御意見等を聞きまして、よりよい事業になるように実施していきたいと考えております。

島委員 それぞれ参加している生徒たちがやりがいを持って通うことが大事かなと、さらに成果が出ることも大事かなと思っています。ことし、とってもよかったなと思うのは学年を限定せずに……

委員長 島委員、質問でしょうか。

島委員 はい。

委員長 簡潔にお願いします。

島委員 では、簡潔に。過去にどのように評価するの
かと聞いたときに、中学3年生が第一志望の
学校に進学したということが大きな評価だ
というふうにおっしゃっていたのですが、中学
1年生や中学2年生に対してはどのように評
価されるのか、もう一度お願いいたします。

こども福祉課長 今、委員が中学3年生については志望校に進
んだかどうかといったことが評価の1つであ
るというようなことをおっしゃいましたけれ
ども、それにつきましては、今後、お子さん
等にアンケートなり聞き取りなり一個人的なこ
となものですから、回答されることを好まれ
ない場合もありますが、こちらのほうとして
は事業の効果を知りたいと思いますので、そ
のようなことについても可能な限り調査した
いと思っております。
あと、中学1・2年生につきましては、特に
そういったような評価はないので、どのよう
に成績が伸びたのかとか、そのような個人個

人の御意見をお聞きするのが、一定の評価になるのかなというふうには考えております。

島委員

ことは中学1年生も入ってきたということで、規約を見ますと、中学3年生を優先というふうに明記してあるのですが、来年度以降も、もしたくさん来た場合は、上の学年から優先するという方針は変更ないのでしょうか。

こども福祉課長

中学3年生はやはり受験を控えておりますので、優先するという方針は今のところ変える予定はありません。

ただ、中学1・2年生につきましては、特に2年生が1年生より優先というような形はとっていなかったと思いますので、そちらのほうはやはり希望される場所なども考えながら、特に中学2年生ばかりを優先することはないという方向で決めさせていただくのではないかと考えております。

鋪田委員

少し前なのですが、保育連盟の総会に出席した際に、講演会で環境構成について、東洋大学の先生から講演がありました。前から関心があったので、見てきたのですけれども、簡単に言うと、季節ごととか行事ごとの飾りつけみたいなものをたくさんやっているのをや

めてもう少しシンプルにして、その手間、時間を子どもたち一人一人に振り向けるということになるわけなのです。

これはいろいろな園の先生たちとお話ししていると、自分たちの意識もかえていかないとだめなのだけれども、何よりも保護者の理解も必要だという話もありました。それぞれの園でお便りを出したりしてお知らせはしているのですけれども、やっぱり園単独でやってもなかなか難しいところもあります。

市としても保育のあり方はどんどん変わっているのだということを保護者にも、市民の方にも理解していただく必要があるのですけれども、そういった取組みについて、部として今後何かやっていかなければいけないとか、そういう考えはございますか。

こども支援課長 これまでも保育所の働き方改革ということで、そういった意味で飾り物といったものの発想を転換していきましょうというような形で、いろいろと通知文を出したり、会議で提案したりしております。鋪田委員が今おっしゃったように、保護者の理解も十分必要なことだと思いますので、これからも保育所と一緒に協力して、保護者の理解を得ながら、働き方改革も含めて進めていきたいと考えております。

す。

島委員

この夏に出ると言っていた新放課後子ども総合プランが去る9月14日に公表されました。それを確認しましたところ、以前よりもさらに学校の中に子ども会一富山市でいう子ども会をどんどん参入させていこうというようなことが書いてあります。教育委員会と連携をとりながら進めていかなければならないことになると思いますが、これに向けた今後の大きな方針などがもしありましたら、お聞かせください。

こども育成健康課長

9月14日に新しい新放課後子ども総合プランが公表されました。現在の総合プランが平成27年から今年度までの4年間の計画でして、その後継のものがいつ出るのかというところで9月14日になりました。

今、委員がおっしゃったように、教育委員会との連携をしっかりとすることにかかなり重きが置かれている目標になっております。現在、こども家庭部としては、当然教育委員会と子どもかがやき教室等も含めて並行して居場所づくりということに努めておりますけれども、スピード感を持って、各校区で抱えている喫緊の課題といたしまししょうか、受け皿

の確保を最優先とするために、例えば、今年度にも先ほど申し上げました特別拡充の事業だとかさらなる支援策というものを新たに打ち出して、スピード感を持って対応しようと思っています。

ただ、このプランの趣旨にありますように、教育委員会との連携が大切だということにつきましては、私どもからまた教育委員会のほうに働きかけていきたいと思えますし、一緒に連携しながら、子どもの居場所づくりの確保に努めてまいりたいと考えております。

委員長

ほかにはないようですので、この程度にとどめます。

以上で、こども家庭部所管分を終了いたします。

こども家庭部の皆さんは退室願います。

説明員を交代いたしますので、しばらくお待ちください。

〔こども家庭部退室／市民生活部入室〕

委員長

これより、市民生活部所管分の議案の審査を行います。

議案第117号 平成30年度富山市一般会計補正予算（第2号）、第1条歳入歳出予算

の補正、歳出第2款総務費中、市民生活部所
管分、

議案第130号 富山市スポーツ施設条例の
一部を改正する条例制定の件、

以上2件を一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

市民生活部長 〔挨拶〕

市民生活相談課長 〔議案第117号中

星井町地区センター他のブロック塀の撤去等
業務委託について、

杉風荘のコンクリート塀の撤去等業務委託に
ついて、

山田中核型地区センターのブロック塀の撤去
等業務委託について、

議案説明資料により説明〕

市民課長 〔議案第117号中

マイナンバーカード等への旧氏併記に伴うシ
ステム改修業務委託について、

議案説明資料により説明〕

スポーツ健康課長 〔議案第117号中

星井町庭球場防球フェンス設置等業務委託に
ついて、

議案第130号について、
議案書、議案概要書及び議案説明資料により
説明]

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

村石委員 議案説明資料5ページのマイナンバーカード等への旧氏併記に伴うシステム改修業務委託についてですけれども、いわゆる施行令が平成31年度から改正されるということですが、このような改正に至った背景を市としてはどのように考えておられますか。

市民課長 政府のほうでは、誰もが活躍できる一億総活躍社会をつくるために、女性の活躍を中核と位置づけ取り組むこととしております。そのために、女性一人一人がみずからの希望に応じて活躍できる社会づくりという観点から重要であるとしまして、希望するものにマイナンバーカード等への旧氏の併記を可能とするものというふうに思っております。

村石委員 今、課長が言われたように、女性が活躍できる1つのツールというか、方法ということも言われているわけですが、併記できる

のはマイナンバーカードと住民票ということで、具体的にどういうぐあいに変わるのか、わかれば教えてください。

市民課長

マイナンバーカードにつきましては、姓と名前の間に一例えば「富山 花子」という名前であれば、「富山（旧氏） 花子」というふうになる予定でございます。また住民票につきましては、住民票の氏名記載欄の後ろといますか、右のほうに新たな旧氏の欄をつくって記載するというところでございます。

委員長

ほかにはないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第117号中市民生活部所管分、議案第130号、以上2件を一括して、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。

これより、議案第117号中市民生活部所管分、議案第130号、以上2件を一括して、採決いたします。

各案件は、原案のとおり決することに御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、各案件は、原案可決されました。

以上で、市民生活部所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、市民生活部所管分で、議案以外に、何か質問はありませんか。

久保委員

先日、プレシーズンマッチで富山グラウジーズの試合が市の総合体育館であって見に行ったときに、外壁を見たら大分汚れていまして、もう真っ黒なのです。この後、日本代表の試合もありますし、それ以外にも、今、市総合体育館はいろいろな方が利用される、富山市の顔とも言えるようなすばらしい施設で、特に中に入れば非常にきれいなわけです。

部長、ぜひ一度その外観を見ていただいて、ちょっと知恵を絞っていただき、何とか予算を使わずにきれいになればいいなということで一今回補正予算にも組んでありませんから一まずは現状を見ていただきたいなと思っております、それを1点お願いして何か一言いただければと思います。

市民生活部長 私も外観の汚れ一特に環水公園側のほうの汚れはかなり気になって見ておりまして、ことし、階段部分のところを少し補修する予定ではあります。まずはそこの部分を少しきれいにさせていただけるのではないかなというふうに思っております。

ただ、施設をつくってからもう二十数年たちますので、やはり外観の劣化はどうしても生じていると思います。お金をかけないようにやりたいと思いますが、そのあたりもまた少し中で検討させていただければと思います。

村石委員 不審者への対応についてお尋ねしたいと思います。ことし6月には奥田交番、きょうは仙台市の交番でまた不幸な事件があったということで、こども家庭部とか教育委員会とか、防犯についていろいろな部や課で対応しているわけですけれども、市民生活部の中には生活安全交通課という課があります。生活安全ということで、部や課を横断した対応というようなことをやっていけないかどうか、考えをお聞かせください。

市民生活部次長 委員お尋ねの件に関しましては、レアケースであろうというふうに思っています。生活安全交通課所管分といいますか、県警察から出

向している私は文字どおり防災危機管理担当と併任しておりますので、そういった意味で生活安全交通課がかかわる部分はあると思います。

それで、若干質問の趣旨とは違うのですが、市に向けられる行政対象暴力、あるいは不当要求行為に対しましては、生活安全交通課だけではなく、出先機関も含めまして、窓口対応のある約50の所属の課長代理をメンバーとして富山市行政対象暴力等庁内連絡会議というものを設けております。その諮問機関としまして、これも県警察OBの防災危機管理統括監、あるいは弁護士資格を持つ法務専門監などで構成する対策検討チームというものも設置しているところでありまして、生活安全交通課に限らず全庁的に取り組んでいるというふうに思っております。

村石委員

質問の仕方がちょっと悪かったので謝ります。保育所とか学校にいわゆる不審者が来た場合の対応について、生活安全交通課のほうで全庁的にこういうことをやったらいいですよというような取組みができないかというところをお聞きしたかったのですけれども、どうでしょうか。

市民生活部次長
(生活安全交通・
防災危機管理担当)

委員は去る6月26日発生の奥田交番と奥田小学校襲撃事件を念頭に置いておられるのだらうと思います。実は、その翌日の6月27日に市民生活部長のほうから下命を受けまして、先ほど言った危機管理担当の部を横断して一関係した部が3つ、4つあったと思いますけれども—こういう事件、事案が発生した場合には、市としてできることはどういうことがあるのかと、その連絡体制はどうしようかということを検討いたしました。

村石委員

さすまたの使い方等について、こども家庭部のほうでもいろいろ話があったのですけれども、結局、交番との連携ですね。いわゆる訓練のときにそれぞれの地域にある交番との連携で、さすまたの取扱いの訓練をしたほうがいいのではないかというようなことを思ったりするわけですがけれども、いろいろな部にまたがりますよね。そういう意味で、市民生活部のほうで何かそういうことができないうか、教えていただきたいと思います。

市民生活部次長
(生活安全交通・
防災危機管理担当)

本年に入りまして、さすまたの訓練は、出先も含めて10回ほど実施しております。講師は私なのですがけれども、警察でいう逮捕術の上級、あるいは講道館柔道三段とか、あ

とは中部管区警察学校という国の機関がありますけれども、こちらで柔道、剣道、逮捕術、拳銃など各種術科を指導する術科指導室というものがございます。そこの室長をやった経験もある私が適任というふうに考えているわけでありまして、委員の御提案も含めまして、必要があれば現職の警察官の派遣要請についても検討してまいりたいと思います。

村石委員

例えば学校などに不審者が入ってきた場合は、基本的には交番に、あるいは警察に通報して、警察官が来るまで何とか子どもたちの安全を確保するために、さすまたで不審者を子どもたちから離すということをするわけですが、その交番から大体どれくらいいったら、例えばAという小学校に来られるとか、そういうようなことをある程度それぞれの事業所に教えておいた方がいいのかなと思ったりするのであるけれども、どうですか。

市民生活部次長
(生活安全交通・
防災危機管理担当)

交番、駐在所、それと小・中学校、高校といういろいろありますけれども、それぞれの位置関係によるというふうに思っています。
それと、全国の警察において110番を受理した案件について、受理から警察官が現場に到着するまで一レスポンスタイムという言い

方をしますけれども、全国の警察の平均が7分余りという数字であります。そのくらいの時間を耐えていただければ警察官が参るということだろうというふうに思っています。

市民生活部長 今ほどのお話で、私も本当に全くわからないのですが、交番と言われるものは、恐らく性質上、例えば駅とか港とか人が出入りをするところにまず必ずあると思います。そのほかにも例えばですけれども一本当に私の感覚で申しわけないのですが、学校の近くというのは交番が配置されているケースが結構多いのかなと。

それともう一つ、学校では恐らく防犯とか、子どもの安全とかそういった面に交番と警察の方と地域でやりとりをしていらっしゃると思いますので、そういう部分を考え合わせますと、多分、学校のほうで言ったらすぐ来てくれるのではないかということが一番御存じなのではないかなと私は思っております。そういうことを今後もずっと続けていただければありがたいなと思っています。

舎川委員 村石委員の質問に関連するかと思えますけれども、簡潔に1つお伺いします。

今、防犯カメラの設置事業を市民生活部のほ

うでしておられます。この要件については刑法犯罪5件以上があるところの地域に設置するというふうになっておりますが、それがハードルになって実際に設置できないという地域があるのではないかなと思っているのですけれども、認識について伺ってもよろしいでしょうか。

生活安全交通課長

刑法犯認知件数が2年間で5件以上ということで、私どもは補助させていただいております。確かに地域によっては地域で防犯カメラを設置したいという声が上がっても、刑法犯の認知件数は警察のほうでそういった意見書を出していただきますので、警察のほうに御相談いただくとその地域は該当しないということで設置できないという事例はあるかと思えます。

私どもは現状として、その5件以上ということは、やはり防犯カメラの設置効果がある程度高まることが期待できる場所に優先的に設置を進めていただければという思いで基準を設けておりまして、基準を今すぐどうこうするという事までは考えてはおりません。

引き続き地域の声というものに十分耳を傾けて、そういった現状があるということはまたしっかりと捉えていきたいと思っております。

舎川委員

申請したから全てオーケーだよということにはなかなか一条件をつけないと本当に申請件数がどうなるのかというのはまだちょっとわかりませんが、防犯面の抑止機能というところも踏まえて、例えば幹線道路沿いの地域ですとか、大型スーパーがある地域なども考えていただきたいと思っております。つけたいなという地域のこともし聞いておりますので、今のところ安全ではあるけれども、そういった犯罪がいつ起きるかわからないということをお願いしたいと思っております。

もう一つだけお伺いします。ことし7月豪雨で神通川の、公園緑地課の管理でありますパークゴルフ場が1つ流されたということを聞いております。実際に公園緑地課と話をしておりますと、神通川周辺の河川敷の公園については、公園機能はこれからもしっかりと維持していくけれども、スポーツをできる機能までは整備はしないというふうに言っております。その公園についてはパークゴルフ場としてすごく人気もありまして、現在使えないということで岩瀬のほうに協会が移転したということも聞いております。

今後、スポーツ健康課として、あそこを再度、例えばグラウンドゴルフ場とか、パークゴルフ場とか、生涯スポーツに利用できるように

推進していきたいというような思いはありますでしょうか。その辺の認識をお聞きしたいと思っております。

スポーツ健康課長 神通川緑地のパークゴルフ場が使えなくなったという正式な通知を私はいただいておりますので、正式にはちょっとお答えできないのですが、せっかく今までパークゴルフで利用してこられた方がなぜ引き続きパークゴルフをできないのかということは、建設部と私どもで一度協議させていただければと思います。

永遠に公園としてしか使えないのか、スポーツとしても活用させていただけるのか、スポーツ振興担当課長として、また協議させていただきたいと思っております。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。

以上で、市民生活部所管分を終了いたします。市民生活部の皆さんは退室願います。

〔市民生活部退室〕

委員長 引き続き、歯科口腔条例の件を検討したいと思っております。御連絡してあったかと思っておりますが、

座席の移動をお願いいたします。

〔該当委員席移動〕

委員長

それでは、歯科口腔条例の検討について協議を行います。これまでの委員会では、1つに、県の条例に市の責務が明記されている状況において、条例制定ありきでなく、富山市歯科医師会からの新たな事業の提案をいただき、理念的なものではない、具体的な実効性を伴う条例、また事業が構築できればという思いを念頭に検討していくこと。2つに、この9月定例会には厚生委員会としての一定の方向性を出し、議長に報告すること。以上の2点についてまとめをさせていただいていたという思いでありますので、よろしく申し上げます。

そこで、前回の委員会以降の本件に関する経過について御報告いたします。

先週の金曜日、去る14日になりますけれども、富山市歯科医師会の方と面談をし、歯科口腔に関する事業イメージの提案を受けました。しかしながら、その内容につきましては、既に市として実施されている事業—歯科健診とか歯周疾患検診事業とか、そういったものを拡充するというような内容でありまして、

新たな事業の提案というものはなされませんでした。

ただ、口腔ケアの重要性については、皆様にも報告いたしましたけれども、富山市歯科医師会としての強い思いをお持ちでありまして、早急に条例をつくってほしいということではないけれども、今後も口腔ケアの推進に向けて、具体的な事業の模索は続けていきたいというような意向も伺ったところであります。そこで、これまでの経緯も踏まえて、皆様の御意見をお聞かせいただきたいと思います。

村石委員

この間から今まで私なりに調べてみたのは、富山市の行政としてやっていることとして、富山市健康プラン21の中に歯のことが書いてあります。これは平成25年から平成34年までの10年間について書いてあります。あと、本市の歯科保健事業について、いろいろ調べてみました。今ほど委員長が言われるように、本当に多くの事業が実施されているということも、そのとおりだと思います。ただ、豊橋市の歯科口腔保健推進条例を見ても、やはり具体的なことなども書いてあります。この前も言いましたけれども、その中には障害者、介護を必要とする高齢者、その他の者で歯科医療を受けることが困難な

者が、これらを受けることができるようにするための必要な施策をとりなさいというようなことが書いてあるのです。

どういうことかと言うと、基本的には歯科健診は学校や保育所でもやれるのですが、ちょっとしたことになるとうやはり開業医まで行かなければいけないということがあって、そこまで行けないような人について必要な施策を行いなさいというようなことも書いてありました。

そして、平成28年3月29日に条例ができて、それから豊橋市歯科口腔保健推進計画というものをつくらうということで、2年間いろいろな議論がされました。当然アンケートなどもとって、そういう意味で推進計画は、平成30年3月から5年間ということで、非常に分厚い内容になっています。

そういうことから、富山市としても条例を制定し、その条例を根拠に歯科口腔保健推進計画を立てたらいいというのが私の考えです。

竹田委員

先ほど経過報告が委員長からありましたけれども、前回の議論も踏まえますと、県が条例を制定して市の役割も明記されているという中であって、先週末に富山市歯科医師会の方が見えられて具体的な実施計画あるいは具体的

なプランというものが明確ではなかったという段に鑑みますと、理念条例的になるので、今、村石委員の御意見はありましたけれども、一刻一秒を争って条例化しなければいけないものではなく、より効果的にいいタイミングで、そして市民に浸透する形でしなければいけないものだと思うのです。

したがって、この9月までには委員会としての総意が求められているという説明もありましたので、この時点で、できればこういう類いの問題は委員会の総意、合意を見て実施に踏み切るということだろうと思うのです。私自身は歯科口腔の重要性については十二分に理解しているつもりですが、市独自の条例については、制定しても何ら進まないような印象が強いと思うのです。私はそういう意見です。

木下委員

いろいろなお考えがあると思うのですけれども、私もちょっと考えました。前回、8月28日の委員会で配られた参考資料の「歯科医療・口腔保健のエビデンス」という資料も見させていただいて、やっぱり口腔の健康状態が全身のさまざまな病気—糖尿病とかいろいろなものに影響してくるというところから、やはり今後、健康寿命の延伸ということが高

齡化社会の中で叫ばれると思います。歯科口腔の健康というものもしっかりと、より強力に、今まで以上に市民の皆さんに啓発していく必要があるのではないかというふうに考えております。

既に富山県で条例はつくられているのですけれども、富山市も条例を制定して、より市民の皆さんに、健康を守るという確固たるメッセージを発信して、条例をつくっている県と互いに連携をしながら、歯科保健事業を行っていくことが望ましいと思います。

本市の歯科保健事業についての資料を見ていたのですけれども、乳幼児から中学生、妊婦、高齢者への働きかけは多く具体的な事業として考えられているのですが、働き盛りの20代から60代の方たちへの働きかけというところは、まだできるというふうに思っております。条例を制定して、今まで働きかけが弱かった方たちへの働きかけを増やしていくということも1つではないかなというふうに考えております。

久保委員

私の考えは、歯と口腔の重要性については全ての委員が共有しているということがまず1つ。

もう1つは今回ここに諮られている1つの要

因が、富山市歯科医師会からの要請を受けて議長が厚生委員会に諮問したということ。その後いろいろな聞き取り調査をした結果、富山市歯科医師会のトーンとしては少し落ち着いた上で具体的な事業実施を強く求められているということを経験すると、現時点ではこの条例を早急に、何よりも優先して制定すべきではないというふうに私は考えています。ただし、私たちはしっかりとその事業が実施されるように、いろいろな角度からチェック、もしくは当局を促していかなければならないのだろうなという責任は感じています。木下委員も言われていたのですが、私はこれから議会としていろいろな条例について検討するということは重要なことだと思っていて、そのときにはやはり優先順位が皆さんの中でもあるのかなと思っています。私は歯と口腔の重要性はしっかりとわかった上で、議長に対する答申としては、今の時点での条例制定は必要ないのではないかと。その上で、議会として新たに皆さんがテーマを持ち寄って、どんな条例が今の富山市に必要なのかということを検討していくということが必要なのではないかと私は思っております。

委員長

どうでしょうか。繰り返しの議論がなされて

いるような節もあると思うのですけれども、当初申し上げましたように、一定の方向性は示したいという思いでございますし、現時点での結論をきょう出したいというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

副委員長

私と委員長と富山市歯科医師会の方々とでいろいろな話をしてきました、当初は当然条例をつくってほしいと、条例ありきでいろいろな話をしておられましたけれども、中身をいろいろ精査する中で、現在富山市でやっている事業を再度見直したりすることも大変必要だなというふうに思っております。

富山市歯科医師会としては現状でやっていることも富山市のことも当然応援していきたいという中で、条例が先に来るのか、各事業をもう一度、我々もしっかりテーマとして精度を上げていくようにやっていくのかというふうに考えると、やはり今やっている各事業の中身をもう少し皆で精査していければというふうに思っております。

県の条例についても、市の責務というところで県と市と相まって事業を進めていくというふうになっておりますので、木下委員からも先ほど指摘がありましたように、県も市も連携してやっていけばいいということは県の条

例にもうたってあります。ですので、当然、富山市歯科医師会からもこうやって議会に投げられたわけでありますので、このテーマについては皆さん本当に大変重要なことと認識していると思います。

再度、健診とか各事業について皆で精査して、まずはここから進めていければというふうに思いますので、条例については一旦、富山市歯科医師会のほうにも御理解をいただきたいというふうに思います。そのように私は考えております。

村石委員

今いろいろな意見が出ましたけれども、概略だけでもう1回整理しておく必要があるのです。要するに平成23年8月に歯科口腔保健の推進に関する法律ができたのですよね。その法律ができていろいろな計画を立てていたけれども、豊橋市では歯科口腔保健の重要性に鑑みて、やっぱり法律ができて、重要なことだということで平成28年3月に豊橋市の歯科口腔保健推進条例というものを施行したのです。

その条例の中で推進計画を立てられて、市民みんなが生涯にわたる歯と口の健康の保持、増進、自分の歯でおいしく食べることができる歯と口を目指してということで、市民みんな

な、企業も、至るところみんながやはりこの歯の口腔と歯科のことを考えていこうとうたっています。

そのことがＱＯＬ－生活の質を向上させることにつながるという思いがあってできたということなので、早急に条例をつくったから何かが変わるということではありません。条例はあくまできっかけとしてつくって、その後、行政と私たちとで、あるいはいろいろな団体の方も含めて推進計画をつくっていけばいいという、そういう整理をしたほうがいいというぐあいに思います。

委員長

すみません。村石委員、また皆様にも申し上げますけれども、先ほど副委員長から報告がありました。何度も繰り返して恐縮なのですが、本市としての取組みはプラン等が既にありますし、新たな計画をというような議論をするのは、新しい事業といったものが見えるのであれば、その政策的な面としての条例制定を考えてもいいのではないかとこのところから、議論をさせてもらいました。最初に、改めて委員会を開いたときに資料もお配りさせていただきましたが、本市の取組みが他都市と比べて劣るのかと言えば、健診率とかそういった意味ではまだまだ低い

のですが、それは市民の意識の低さということが結果としてはあると思うのです。

事業としては相当前向きな、富山市健康プラン21についてもそうですけれども、相当でき上がっていて、そういった点についても富山市歯科医師会の協力もあってここまでできているということは十分承知をしています。そういう意味で、あえてこの時点でさらに事業を進める、また新たな事業を展開するという方向性を示すためにも条例制定が必要であれば議論をしたいという思いで、私は議長から伺って一議長の思いも伝えましたけれども一やっぱりもう一度そのあたりを精査したいという思いで、本日もテーマとしてもたせてもらいましたので、何とぞ御理解をいただければと思います。

鋪田委員

先ほど村石委員のほうから豊橋市が条例制定に至った背景というようなことの御説明がありましたけれども、まさしく平成23年の法改正を受けて、平成25年に県議会のほうで条例を制定されました。当時もし県が動いていなかったならば、なおかつその口腔衛生について本市で十分な施策がとれていないというところであれば、やはり条例制定の必要性はあるのだと思います。

条例制定の背景から言って、県が先にきちんとその辺をつくられましたし、また条例の中身は皆さんもう読み込まれていると思いますけれども、市との関連性について相当細かく明記をされています。むしろその県の条例に基づいて市がきちんとやっているのかということていくと、富山市健康プラン21の中にもしっかりと盛り込まれているし、そういうことを考えるとあえて条例をつくる必要性は今のところ私自身は感じられません。

ただ、定例会ごとに口腔衛生に対して、もう少し拡充できないかという意見もあることはまた事実なので、その辺については、例えば健診率の向上については、どうしていけばそれが向上につながるのか—今議会でも例えば補助金をつけてもあまり健診率が上がらないというような議論もありました。その辺をしっかりと検証した上で、議会としては当局に対してこういう施策をとれば健診率が上がるなどということを示していくということではないかというふうに私は思っております。したがって、今回は条例制定の必要はないというふうに思っています。

委員長

各委員に申し上げますけれども、これは採決をとって決めるようなことではないというふ

うに思っておりますので、一応この委員会として、こういった議論でしたという報告をしたいというふうに思っています。それでもあえて採決というか、人数的に何人ということ報告したほうがいいのかということもありますので、そこら辺について恐縮なのですが、まだ意見が出ていない島委員の意見はどうでしょうか。

島委員

私は委員長や副委員長がおっしゃったように、新事業の提案はないということ、そして口腔ケアの重要性をとにかく訴えられているということをつまみと、新たに条例をつくる必要はないと一ほかの委員の皆さんもおっしゃっているとおりで、県の条例をいかに実効性のあるものにしていくか一受診率を高めていくとか、いろいろな施策があると思います。それをやった上で、さらに市として独自にこういうことをやらなければならないということがあるならば、条例化する必要があると思うのですが、現時点では条例化する必要はないのではないかなというふうな意見です。

委員長

それでは、私のほうで、今回の歯科口腔条例の制定につきまして、本市の施策、現況、またこれまでの検討の過程から、現時点に

においては、あえて早急な条例制定の必要性はないとすること、合わせて、一方で、歯科口腔ケアの重要性については、富山市歯科医師会との一致した認識であります。今後、新たな事業展望や条例の必要性を捉えたときには富山市歯科医師会とも当然連携をした上で、改めて本市議会として議論を行うという2点でまとめさせていただいて、委員会としての結論として議長に報告をしたいと思っておりますけれども、このように取り扱うことで、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。大変長らくありがとうございました。

お諮りいたします。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

9月21日（金曜日）は、午前10時から委員会を開き、市民病院及び環境部所管分の議

案の審査などを行います。

本日は、これをもって散会いたします。